

2021.4.12

## 新型コロナウイルス感染症に関する情報 No32

前回の情報でお知らせした通り、先週の4月5日（月）から5月5日（水）までの1か月間、宮城県、大阪府、兵庫県について、まん延防止等重点措置が実施されることとなり、それぞれの自治体が指定する区域について20時までの飲食店の時間短縮要請等が行われています。

その後、関西圏での感染拡大が懸念され、大阪・兵庫だけでなく京都等周辺自治体での感染拡大や、東京、沖縄でも引続き感染者が増加するとともに医療提供体制のひっ迫が懸念されています。

こうした中、政府は4月9日の7時30分～9時に開催された「新型インフルエンザ等対策有識者会議 基本的対処方針分科会（第2回）」（尾身茂会長）に、「まん延防止等重点措置」を東京都、京都府、沖縄県でも実施するとの方針を示し、了承されました。

これを受け、「第60回新型コロナウイルス感染症対策本部」が同日18時00分から首相官邸で開催され、東京都については4月12日（月）から5月11日（火）まで、京都府、沖縄県については、4月12日（月）から5月5日（水）までの間、まん延防止等重点措置を実施すること、飲食店の20時の時間短縮要請、罰則の適用もできること、全ての飲食店の見回りを行うことなど集中的な対策を講じることにより、緊急事態宣言に至らないように、しっかりと行うことなどが決定されました。

なお、東京都については23区と八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市が指定され、京都府は京都市、沖縄県は那覇、浦添、宜野湾、沖縄、うるま、名護、糸満、南城、豊見城の9市が指定されました。

今回はまん延防止等重点措置に関する公示と基本的対処方針の改正内容などについて紹介いたします。

なお、引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願い致します。

## 1 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

新型インフルエンザ対策特別措置法第31条の4第1項の規定に基づき4月1日の公示が次のように改正されました。

### ●まん延防止等重点措置を実施すべき期間

- ・宮城、大阪府及び兵庫県については 4月5日から5月5日まで
- ・京都府及び沖縄県については 4月12日から5月5日まで
- ・東京都については 4月12日から5月11日まで

### ●まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県の区域とする。

## 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

4月9日（金）に改訂された基本的対処方針の主な変更点は、まん延防止等重点措置の実施区域として東京都、京都府、沖縄県を追加したことです。

基本的対処方針と新旧対照表等は以下の URL から入手出来ます。

基本的対処方針（令和3年4月9日変更）

([https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210409.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210409.pdf))

基本的対処方針変更（令和3年4月9日）（新旧対照表）

([https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_taishou\\_20210409.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210409.pdf))

国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント

(<https://corona.go.jp/emergency/>)

以上です

### 【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 ([takeishi@shokusan.or.jp](mailto:takeishi@shokusan.or.jp) 03-3224-2365)  
池田 ([ikeda@shokusan.or.jp](mailto:ikeda@shokusan.or.jp) 03-3224-2379)

### 【国への要望の送信先】

メールの場合: [jfia-kikaku@shokusan.or.jp](mailto:jfia-kikaku@shokusan.or.jp)  
FAXの場合: 03-3224-2398